

# 公衆衛生の向上と

## 水域の水質の保全に向けて

下水道、浄化槽により住みよいまちへ

▽問い合わせ先 下水道事業所(管内線197・198・201)

市では、海や川をきれいにするために、「自然豊かな環境の保全と創造」を重要な政策課題として、下水道の供用区域の拡大と浄化槽の普及に向けて積極的に取り組んでいます。

その結果、平成28年度末時点の汚水処理人口普及率(人口に対する下水道などが整備された区域に住んでいる人と

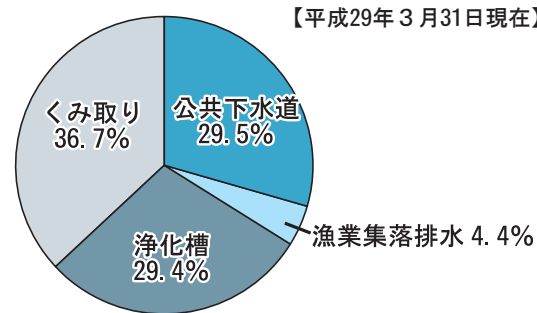
合併浄化槽を利用している人の合計値の割合)は、63・3%となつていますが、全国(90・4%)や、岩手県全域

(79・8%)と比べると、低い水準となつており、水環境を守るため、さらなる向上が求められています。

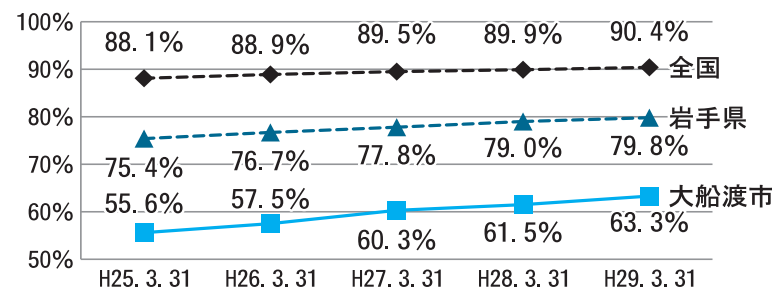
### 公共下水道事業の現状

市の公共下水道事業は、平成6年度から供用が開始されました。

### ■本市の汚水処理人口普及率(処理方法別)



### ■汚水処理人口普及率の推移と全国・岩手県との比較



### 下水処理場の放流水の水質状況

大船渡浄化センターでは、

微生物の働きなどによりし尿や生活排水を浄化し、きれいになった水を放流しています。放流水の水質試験の結果は、汚れの度合いを表すBOD(生物化学的酸素要求量)は基準値を大幅に下回っているほか、人体や環境に悪影響を与える金属類、リン、ダイオキシン類やその他の有害物質に

### 浄化槽事業の現状

また、

市では下水道が使えない区域では、浄化槽の普及を進めています。浄化槽は、下水道と同様に、微生物の働きなどを利用して、汚水を浄化して放流するための設備です。

### 下水道への接続と浄化槽の設置

家庭や事業所などの排水設備を下水道に接続することや浄化槽を設置することにより、生活環境が改善され、湾や河川などの公共用水域の水質の保全が図られます。

供用開始区域(下水道を使用する区域)の家庭や事業所などでは、早期に下水道に接続する必要があります。

また、下水道の整備が当面予定されていない区域では浄化槽の設置をお願いします。

下水道や浄化槽の役割をご理解いただき、住みよいまちにするため、ご協力をお願いします。



下水道工事の様子

### 下水道のある暮らし

市では下水道の本管工事の際に、土地・建物所有者(受益者)と相談して宅地などに公共汚水ます(公共ます)を設置します。

下水道工事により公共ますが設置され、供用開始区域に指定されると、下水道が使えるようになります。

### 受益者負担金制度

供用開始区域では、清潔な環境で快適に暮らすことができ、下水道を使用できない区域に比べて土地の利用価値が上がるようになります。その利益の限度内で下水道事業の費用の一部を受益者に負担していただくのが受益者負担金制度です。

受益者負担金は、公共ますを設置した年度の翌年度に、土地ごとに1回だけ納めていただきます。

受益者負担金は、下水道整備における重要な財源の一つであり、皆さんのご協力によって下水道の一層の整備・

普及が図られます。

### ■負担金の額と決定まで

受益者負担金は、区域内の土地の面積に応じて決定され、1㎡当たり400円です(百円未満は切り捨て)。

受益者負担金額は、おおむね次のような流れで決定します。

①市から、公共ます設置の翌年度に土地・建物所有者に受益者申告書の用紙を送ります。

②土地・建物所有者は、期限内に受益者申告書などを提出します。

③市では、申告内容に基づき、受益者に、負担金等決定通知書、納付書などを送りま

④受益者は、受益者負担金を期限内に納付します。

■負担金の納付方法  
受益者負担金は、分割納付です。ただし、受益者申告書の提出時の申し出により、一括納付も選択できます。

▽分割納付  
負担金を5年に分割して納めていただく方法で、1

年に4回の納期があり、合計20回払いとなります。

## 正しく使おう、みんなの下水道 ~下水道の排水マナーを守りましょう~

下水道は、多数の機械設備などを使用し、汚水処理を行っています。下水道に生ごみや油脂類などが混入すると汚水処理に支障をきたし、修繕のために多額の費用が発生することがあります。また、マンホールや宅地内の汚水ますから汚水があふれたり、一時的に下水道が使用できなくなったりする恐れがありますので、下水道の排水マナーの順守にご協力ください。

### ■下水道に流してはいけないもの

- ①生ごみ・油脂類
- ②水に溶けないもの(紙おむつ、生理用品、たばこ、ビニール・ゴム製品など)
- ③危険物(ガソリン、灯油、シンナー、農薬など)

### 【排水設備の維持管理について】

排水設備の維持管理は設置者の責任で行う必要があります(市では下水道使用者の排水設備の点検・清掃を業者に委託することはありません)。

台所の配管は、誤って生ごみや油脂類が流れることで詰まりやすく、定期的な点検・清掃が必要になります。点検・清掃の際には、設備工事を行った業者などにご相談ください。

なお、浄化槽は使用・管理する人に、保守点検、清掃、法定検査の実施が義務付けられています。